委託者各位

株式会社りそな銀行

西武鉄道株式に係る損害賠償請求訴訟控訴審判決結果ならびに対応について

西武鉄道株式会社の有価証券報告書の虚偽記載等に伴い、弊社の年金投資基金信託株式C口、年金投資基金信託株式P口(以下、「年投株式C口」、「年投株式P口」といい、包括して「年投口」といいます。)が被った損害の回復を求め、平成18年6月、東京地方裁判所に損害賠償請求訴訟を提起しておりましたが、平成20年4月24日、請求を棄却する旨の第一審判決が下されたため、同年5月、控訴を提起し、東京高等裁判所において審理(以下「控訴審」といいます。)が進められて参りました。控訴審の審理の結果、平成21年3月31日、東京高等裁判所により、原告の請求の一部(原告平均で請求額の約8%)を認容する判決(以下「本件判決」といいます。)が下されました。本件判決の内容を分析し、訴訟代理人である弁護士および共同原告間で協議した結果、本件判決に対して上告及び上告受理の申立の手続を行うことにより最高裁判所の判断を仰ぐことが妥当であると判断し、4月13日、上告及び上告受理の申立を行いました(以下「上告審」といいます。)。

<u>なお、今回の上告審の手続は控訴審と同様に年投口で行い、委託者様のファンドが直接</u> 行うものではありませんので、委託者様で必要となる手続きはございません。

上告審の進行については、必要に応じて適宜ご報告申し上げます。

本対応の趣旨をご斟酌いただき、引き続き倍旧のご厚情を賜りたく、よろしくお願い申し上げます。

(上告審の対象となる年投株式 C 口、年投株式 P 口の受益権を保有していない委託者様にはご参考の情報です。)

## ○本件に係るご照会先

本件に関し、ご不明な点等がございましたら、畏れ入りますが弊社担当者又は下記までご照会ください。

## りそな銀行

年金ソリューション部年金ソリューション部 (大阪)TEL 03 (5223) 2059TEL 06 (6268) 1845FAX 03 (5223) 1974FAX 06 (6268) 1819

以上